

株式会社三十三銀行が実施する 株式会社サンエーに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社三十三銀行が実施する株式会社サンエーに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2026年3月31日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社サンエーに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が株式会社サンエー（「サンエー」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、サンエーの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、サンエーがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

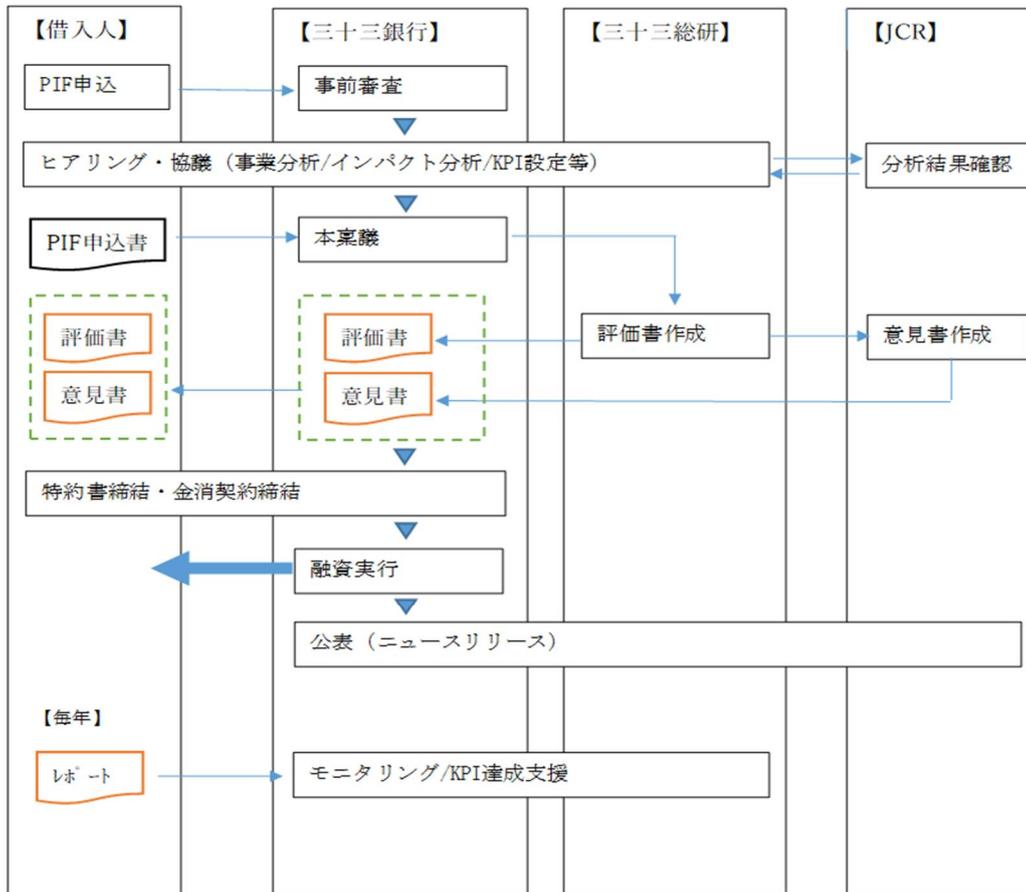
JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。



ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるサンエーから貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社サンエー

2026年3月31日
株式会社三十三総研

三十三総研は、株式会社三十三銀行が、株式会社サンエーに対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、株式会社サンエーの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則(PIF 原則)」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク(モデル・フレームワーク)」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 株式会社サンエーの概要.....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 企業理念	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動.....	4
4. 包括的インパクト分析.....	7
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性.....	9
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	14
7. モニタリング.....	14
8. 総合評価.....	14

※本評価書における出典にかかる記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

1. 評価対象の概要

企業名	株式会社サンエー
借入金額	50,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2026年3月31日 ~ 2031年2月20日

2. 株式会社サンエーの概要

2-1. 基本情報

企業名	株式会社サンエー
代表取締役	田邊 信勝
事業拠点	愛知県名古屋市守山区天子田2-903
設立年月日	1975年6月28日
資本金	45,000,000 円
従業員数	17名
業種	卸売業

2-2. 企業理念

全社員の物心両面の幸福を追求し、お客様に最高のサービスを提供します。

2-3. 事業内容

(1) 概要

株式会社サンエー(以下、同社)は、愛知県名古屋市で1975年に設立され、アミューズメント施設やパチンコホールなど大手企業に加え、多くの中小企業にも菓子、食品、雑貨などを販売している。

(2) 事業構成

卸売業

「日本のお菓子はなんでも揃う」をモットーにパチンコホール及びアミューズメント施設向けの各種景品の卸売業を行っている。具体的には、菓子や米、非常食、ビールなど飲料品のほか、化粧品、玩具等雑貨類も扱っており、取扱品目は1万点を超えている^{*}。販売先は愛知県、静岡県西部、三重県北部、岐阜県南部などを主体として、関西圏や関東圏にも納入している。同社の強みとしては、以下の3点が挙げられる。

1点目は自社倉庫による徹底した、商品管理が挙げられる。徹底した温度・賞味期限管理のもと、各メーカーから仕入れた商品を適切に保管している。2点目は自社トラックによるきめ細やかな配送サービスである。東海3県を中心に自社トラックによるスピーディーかつ丁寧な配送サービスを行っており、顧客に安心と信頼のサービスを提供している。3点目は1万点以上の豊富な品揃えである。顧客の多様なニーズに応えるため、大手メーカーの商品はもちろん、個性あふれる商品まで幅広いアイテムを取り扱っている。

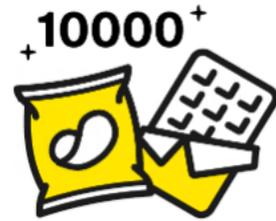
※同社の取扱商品の一部には、たばこが含まれているものの、取扱量は非常に少なく、未成年には販売しないよう適切な業者に販売している。



自社倉庫による、徹底した
商品管理。



自社トラックによる、きめ
細かな配送サービス。



取扱アイテムは、10000以
上！豊富な品揃え。

3つの強み



取扱商品

3. サステナビリティに関する活動

【健康に配慮した商品の普及】

健康食品の市場規模は食生活の欧米化や運動不足、ストレス社会への対応といった人々の悩みを解消するための対応策として普及したこと、特定保健用食品制度や機能性表示食品制度などの法整備が行われたことなどを背景に年々拡大している。実際、矢野経済研究所の調査によると、健康食品、機能性表示食品、サプリメントの国内市場規模は2019年度の8,623億円から2023年度は9,050億円まで拡大している。

同社はスナック菓子やチョコレートなどの商品の取り扱いが多いものの、虫歯予防に効果のあるガムや良質なたんぱく質を摂取できるプロテインバー、動脈硬化の予防や血圧の引き下げに効果のある高カカオ商品など、下図で示すその他健康食品も含めた健康食品を幅広く取り扱っており、人々の健康に配慮した商品の普及に貢献している。今後は、下図で定義されるその他健康食品を含む健康食品の取り扱い品目数をさらに増やすことで健康食品の普及拡大に貢献していく方針である。



消費者庁 ホームページより

【幅広い商品供給網ときめ細やかなニーズ対応】

同社は東海4県（愛知、三重、岐阜、静岡）や関西、関東にも販路を有していることに加え、自社トラックによるスピーディーかつ丁寧な商品の納入が可能である。また、商品についても段ボール1箱から受注可能であることから、細かいニーズにも対応できる体制を整えており、零細・中小企業の事業拡大に貢献している。

【安全管理の徹底】

同社は労災発生件数の低減を目標として掲げ、安全で健康的な職場づくりを継続的に推進しており、足元5年間の1日以上以上の休業を有する労働災害事故は0件である。具体的な取り組み内容としては、定期的な倉庫エリアの整理整頓やホワイトボードを使った情報共有など職場全体で安全衛生に関する多様な取り組みを行っている。また、ドライブレコーダーを活用した採点システムの導入など運転内容を可視化することでより安全な運転を心がけるような取り組みを行っている。こうした取り組みを通じて全従業員が安心して働ける環境づくりに取り組んでいる。



倉庫の様子

【育児休暇取得の推進】

現状、育児休業取得希望者の100%取得を達成しているものの、取得者は女性のみとなっている。今後は誰もが働きやすい職場環境を目指して男性従業員の育児休業取得も支援していく方針である。具体的には、フレックスタイム制度の導入や人員が不足している職場への人員補充など柔軟な施策を行うことで育児休業を取得しやすい職場環境を整えていく。

【ワークライフバランスの推進】

全従業員のワークライフバランスを推進するため、法令順守はもちろん、2030年までに年次有給休暇の取得日数を10日以上にすることを目標としており、さらなる計画的かつ効率的な休暇取得を推進している。具体的には、業務の属人化を防ぐための業務の見える化を進めているほか、休暇申請の簡素化など従業員が休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。

また、時間外労働時間に関しても法令を順守していることに加え、さらなる時間外労働時間の削減にも注力している。AIを活用して事務作業などの効率化を推進しているほか、日ごろから業務負担を確認することで、業務が偏っている部署には他部署から人員を補充するなど業務負荷の分散にも取り組んでいる。

【高齢者雇用の推進】

高齢者雇用についても、積極的に実施している。現在、本人の希望に応じて定年を超えても再雇用を継続するなど柔軟に対応している。

今後も現在の取り組みを継続していくことで、高齢者雇用に積極的に推進していく方針である。

【持続的な賃上げの実施】

同社の1人あたり平均給与は、厚生労働省の「令和6年賃金構造基本統計調査」にて公表されている卸売、小売業の平均年収を上回っている。今後も定期的に賃上げを実施することで従業員の賃金上昇を推進する方針である。

【資格取得の推進】

同社は従業員のスキル向上を積極的に支援しており、入社後に資格取得を目指す従業員に対して、費用を会社が全額負担し、取得を促している。

今後は商品の運搬に必須である中型免許取得者の増加に取り組む方針である。

【脱炭素の推進】

(1) 車両のEV・HV化

環境負荷軽減の一環として、社用車をEV・HVなどの環境に配慮した車両へ徐々に切り替えている。今後も車両購入の際には積極的にEV・HVへの切り替えを検討していく。

(2) LED化の推進

同社の事務所等の照明器具については、全てLED照明を導入するなど、既にLED化が進展しており、CO2排出量の削減に寄与している。



事務所の様子

【廃棄物の削減】

(1) ペーパーレス化

紙資源の削減に向け、デジタル化を推進しており、請求書、被請求書のクラウド化を推進しているほか、裏紙としての再利用などの取り組みを行っている。

(2) 廃棄物の適切な処理

事業の過程で発生する段ボールは、再資源化を行っている業者に売却するなど環境に配慮した処分を徹底している。

4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。

4-1. 包括的インパクト

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 4630 食品、飲料、タバコの卸売			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)		
					追加○ 削除×		ポジ ティブ	ネガ ティブ	
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトピック	ポジティ ブ	ネガティ ブ	ポジティ ブ	ネガティ ブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	
社会	人格と人の 安全保障	紛争							
		現代奴隷							
		児童労働							
		データプライバシー							
		自然災害							
	健康および安全性	-		●	○		●	●	
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水							
		食料	●	●			×	●	
		エネルギー							
		住居							
		健康と衛生							
		教育				○		●	
		移動手段							
		情報							
コネクティビティ									
文化と伝統									
ファイナンス									
生計	雇用	●					●		
	賃金	●					●		
	社会的保護		●					●	
平等と正義	ジェンダー平等								
	民族・人種平等								
	年齢差別					○		●	
	その他の社会的弱者								
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配							
		市民的自由							
	健全な経済	セクターの多様性							
		零細・中小企業の繁栄	●					●	
	インフラ	-							
経済収束	-								
自然環境	気候の安定性	-		●				●	
	生物多様性と 生態系	水域		●			×		
		大気		●			×		
		土壌							
		生物種		●			×		
		生息地		●			×		
	サーキュラリティ	資源強度					○		●
廃棄物			●					●	

4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ・ インパクト	社会	健康および 安全性	—	健康に配慮した食品を 取り扱い、その普及に貢献して いるため。
			資源とサー ビスの入手 可能性、 アクセス可 能性、 手ごろさ、 品質	教育	業務に必要な資格取得のサポ ートを行っているため。
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	年齢差別	定年後も継続して雇用を行うな ど高齢者雇用に関する取り組み が行われているため。
自然環境		サーキュラ リティ	資源強度	ペーパーレス化を通じた資源の 効率利用を行っているため。	
削除	ネガティブ・ インパクト	社会	資源とサー ビスの入手 可能性、 アクセス可 能性、 手ごろさ、 品質	食料	過剰に摂取しなければ、不健康 な食生活にならないため。
		自然環境	生物多様性 と生態系	水域、大 気、生物 種、生息地	同社の事業は水質、生物種、生 息地に悪影響を与える事業を行 っていないため。また、ドライブレ コーダーを活用した燃費の効率 化を行うなど、大気への影響を 低減する取り組みを行っている ため。

5. KPI(重要業績評価指標)とSDGs との関連性

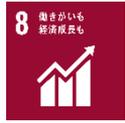
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

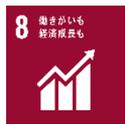


本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下 P I)・ネガティブ・インパクト(以下、N I)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する(KPI を設定しない項目を含む)。

5-1.KPI 設定項目

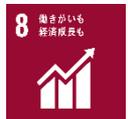
特定活動	健康に配慮した商品の普及		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	食料、健康および安全性
KPI	・2030 年3月期までに健康に配慮した商品の取り扱い品目数を 30 品目まで増加させる。(2025 年3月期実績:8品目)		
取組 施策等	・同社はスナック菓子やチョコレートなどの商品の取り扱いが多いものの、虫歯予防に効果のあるガムや良質なたんぱく質を摂取できるプロテインバー、動脈硬化の予防や血圧の引き下げに効果のある高カカオ商品など、その他健康食品も含めた健康食品を幅広く取り扱っており、人々の健康に配慮した商品の普及に貢献している。今後は、その他健康食品を含む健康食品の取り扱い品目数をさらに増やすことで健康食品の普及拡大に貢献していく方針である。		
関連する SDGs	3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。		

特定活動	安全管理の徹底		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	社会
KPI	<p>・1日以上の休業を要する労働災害事故0件を維持する。 (足元5年、1日以上の休業を要する労働災害事故発生なし)</p>		
取組 施策等	<p>・同社は労災発生件数0件を目標として掲げ、安全で健康的な職場づくりを継続的に推進している。具体的には、定期的な倉庫エリアの整理整頓やホワイトボードを使った情報共有など職場全体で安全衛生に関する多様な取り組みを行っている。また、ドライブレコーダーを活用した採点システムの導入など運転内容を可視化することでより安全な運転を心がけるような取り組みを行っている。</p>		
関連する SDGs	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>		 

特定活動	育児休暇取得の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	社会
KPI	<p>・2035年3月期まで男女問わず育児休暇対象者の育児休暇取得率 100%を達成する。 (2025年3月期実績: 100%『女性のみ』)</p>		
取組 施策等	<p>・現状、育児休業取得希望者の100%取得を達成しているものの、取得者は女性のみとなっている。今後は誰もが働きやすい職場環境を目指して男性従業員の育児休暇取得も支援していく方針である。具体的には、フレックスタイム制度の導入や人員が不足している職場への人員補充など柔軟な施策を行うことで育児休暇を取得しやすい職場環境を整えていく。</p>		
関連する SDGs	<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>		

特定活動	ワークライフバランスの推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	社会

KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年3月期までに従業員の有給休暇平均取得日数を10日以上に増加させる。(2025年3月期実績:6日) ・2030年3月期までに一人当たり月平均残業時間を5時間以内にする。(2025年3月期実績:10時間) 	
取組 施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・全従業員のワークライフバランスを推進するため、2030年までに年次有給休暇の取得日数を10日以上にすることを目標としており、計画的かつ効率的な休暇取得を推進している。具体的には、業務の属人化を防ぐための業務の見える化を進めているほか、休暇申請の簡素化など従業員が休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。 ・また、時間外労働時間の削減にも注力している。AIを活用して事務作業などの効率化を推進しているほか、日ごろから業務負担を確認することで、業務が偏っている部署には他部署から人員を補充するなど業務負荷の分散にも取り組んでいる。 	
関連する SDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定活動	高齢者雇用の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	雇用
	NIの低減	社会	年齢差別
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年3月期までに65歳以上の従業員を1名以上に増加させる。(2025年3月期実績:0人) 		
取組 施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用についても、積極的に実施している。現在、本人の希望に応じて定年を超えても再雇用を継続するなど柔軟に対応している。今後も、現在の取り組みを継続していくことで、高齢者雇用に積極的に推進していく方針である。 		
関連する SDGs	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>		

特定活動	持続的な賃上げの実施		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	賃金
KPI	・2030年3月期まで平均賃上げ率3%を維持する。(2025年3月期実績:3%)		
主な取組等	・同社の1人あたり平均給与は、厚生労働省の「令和6年賃金構造基本統計調査」にて公表されている卸売、小売業の平均月収を上回っている。今後も定期的に賃上げを実施することで従業員の賃金上昇を推進する方針である。		
関連するSDGs	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。		

特定活動	資格取得の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	教育
	NIの低減	社会	社会的保護
KPI	・2030年3月期までに中型免許取得者を10人以上に増加させる。(2025年3月期実績:6人)		
取組施策等	・同社は従業員のスキル向上を積極的に支援しており、入社後に資格取得を目指す従業員に対して、費用を会社が全額負担し、取得を促している。今後は商品の運搬に必須である中型免許取得者の増加に取り組む方針である。		
関連するSDGs	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。		

特定活動	車両のEV・HV化		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	気候の安定性
KPI	・2030年3月期までに自社車両を50%以上、EV・HVに切り替える。(2025年3月時点:EV・HV率15.8%『全車両19台うちEV・HV3台』)		
取組施策等	・環境負荷軽減の一環として、社用車をEV・HVなどの環境に配慮した車両へ徐々に切り替えている。今後も車両購入の際には積極的にEV・HVへの切り替えを検討していく。		
関連するSDGs	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。		

	<p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	
--	--	--

特定活動	ペーパーレス化の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	資源強度、廃棄物
KPI	<p>・2030年3月期までに紙の使用量を2025年3月期対比で10%削減する。(2025年3月期:240,000枚)</p>		
取組施策等	<p>・紙資源の削減に向け、デジタル化を推進しており、請求書、被請求書のクラウド化を推進している。</p>		
関連するSDGs	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用を達成する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>		

5-2. KPI 非設定項目

特定活動	幅広い商品供給網ときめ細やかなニーズ対応		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会経済	零細・中小企業の繁栄
取組施策等	<p>・同社は東海4県(愛知、三重、岐阜、静岡)や関西、関東にも販路を有していることに加え、自社トラックによるスピーディーかつ丁寧な商品の納入が可能である。また、商品についても段ボール1箱から受注可能であることから、細かいニーズにも対応できる体制を整えており、零細・中小企業の事業拡大に貢献している。</p>		
関連するSDGs	<p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p>		

6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、田邊代表取締役が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸することで、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs の 17 のゴール・169 のターゲットとの関連性について検討した。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、KPI 設定期間においても、田邊代表取締役を中心に KPI の達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役 田邊 信勝
管理責任者	代表取締役 田邊 信勝

7. モニタリング

本件で設定した KPI の進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に 1 回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPI の達成を支援する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に 1 回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行および三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 古橋 健司

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066